



イノシシから農作物を守ろう！



城里町では、イノシシによる農作物への被害が増えています。

これから秋にかけて、水稻、トウモロコシ、粟、サツマイモ等が収穫期を迎えるため、1年で最も被害が多くなる時期になります。早めの対策で農作物への被害を防ぎましょう！

① イノシシを餌付けしない！

収穫しない野菜や果樹等を放置するとイノシシが食べてしまい、野菜や果樹等が美味しいことを覚えてしまいます。これが「無意識の餌付け」です。

餌付けをしているつもりはなくても、イノシシは「捨てられている野菜」と「売り物の野菜」の区別がつかいません。この食べ物は美味しいと覚えてしまうと、区別なく食べてしまいます。

■対策方法

収穫しない野菜や果樹等は放置せず、ネットで農地を囲んだり、地中に埋設するなど適切に処分しましょう。家庭から出た生ごみや野菜くずを堆肥がわりに農地に放置すると、これもイノシシのエサ場になってしまいます。コンポスト(生ごみを急速に発酵させて堆肥化する容器)を利用して、堆肥にしてから使いましょう。

② 農地周辺のヤブ刈りをしよう

耕作放棄地や農地周辺のヤブは、イノシシの隠れ場所になってしまいます。草刈りなどをこまめに行い、イノシシの隠れ場所をなくしましょう。

③ 防護柵を設置する

防護柵には、電気柵、トタン板、ネット等があります。イノシシが隙間や下からくぐり抜けられないよう設置することが重要なポイントです。

防護柵の購入費用を補助します

有害鳥獣(イノシシ等)による農作物被害を防止するため、畑地に限り、電気柵等の購入費用の一部を補助します。

※水田への防護柵の購入費用補助は、水戸地方農業共済事務組合城里連絡所(☎029-240-6633)へお問い合わせください。

対象 ○城里町に居住し、町税等の滞納がない方
○町内畑地で耕作する農家及び農業団体

補助金額 資材購入費用の3分の1、上限3万円

対象期間 平成28年4月1日以降の購入伝票から

申請方法 農業政策課窓口(本庁舎2階)に設置または町ホームページよりダウンロードした申請書に、必要事項を記入し農業政策課へ提出してください。

申請受付 8月1日(月)から

④ 有害鳥獣捕獲

町では社団法人茨城県猟友会城里支部の協力を得て、毎年有害鳥獣捕獲を行っています。イノシシの全体数を減らすには50%以上捕獲しなければ、次の年に全体数が減らないと言われており、農作物への被害はなくならないのが現状です。

そのため、イノシシによる農作物への被害防止には、有害鳥獣捕獲とあわせてイノシシを近づけない環境づくりや、防護柵等の防除対策が必要です。

<有害鳥獣捕獲の実績> (4月23日～7月18日)

捕獲鳥獣名	捕獲数
イノシシ	36頭
イノシシ胎児	8頭
カルガモ	6羽

有害鳥獣捕獲を実施しています

下記の期間、町内全域(水戸鳥獣保護区及び御前山鳥獣保護区を含む)で笠間市と合同で「猟銃」と「わな」による有害鳥獣捕獲を実施します。

猟銃を用いますので銃声が聞こえることがありますが、周辺の安全には十分配慮して行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、入山の際はなるべく目立つ服装をしていただくなど、事故防止にご協力をお願いします。

実施期間 7月1日(金)から
10月16日(日)まで

※9月17日から25日までは笠間市と合同で実施します。



▲ 城里町・笠間市合同捕獲出発式(5月14日)

問合せ 農業政策課 農林畜産グループ ☎029-288-3111(内線251)